

# 中期財政計画

計画期間 平成22年度から平成27年度

平成22年12月

～青い海・緑の大地 人が輝き文化のかおるまち～

浜田市

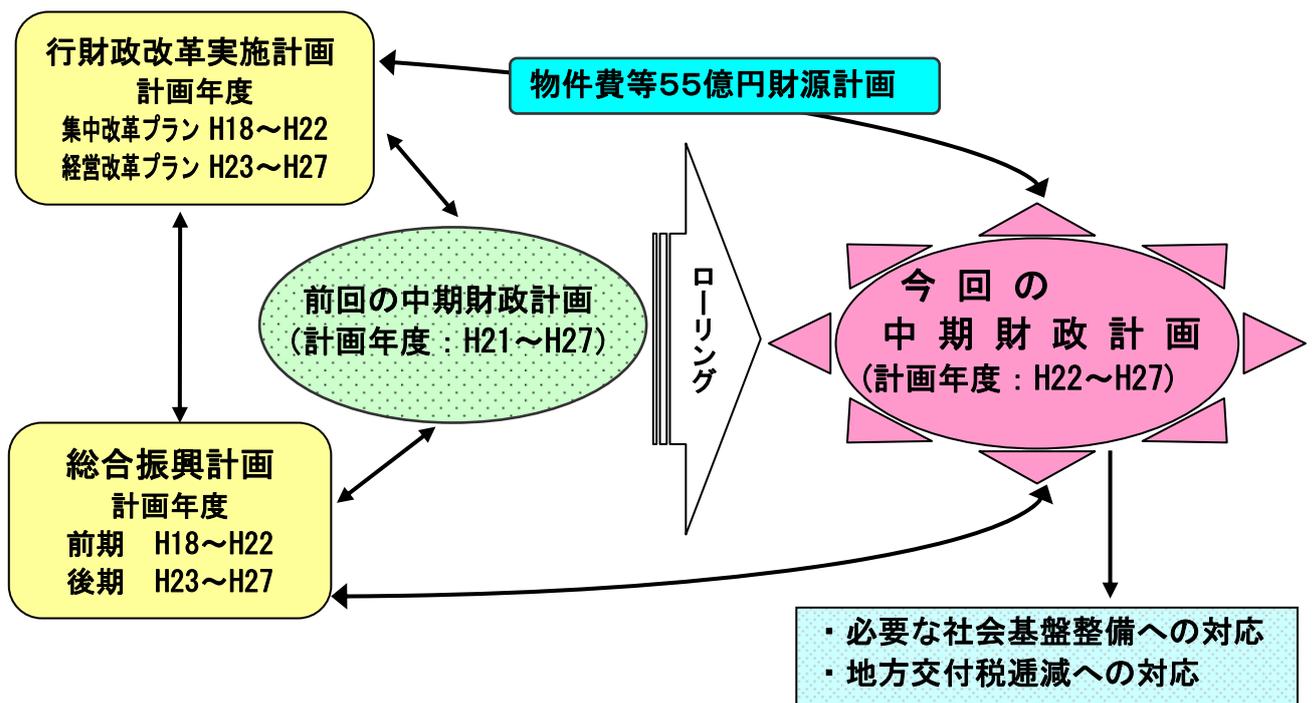
# 目次

1	策定にあたって	1
2	計画の基本的事項	2
3	推計の前提条件	
	歳入	3
	歳出	5
4	財政計画	
	収支・基金内訳	9
	財政指標	9
	歳入内訳	10
	歳出内訳	10
5	財政計画の分析（総括）	11
6	主要事業	13
7	用語解説	16
<参考>	浜田市行財政改革の取組状況	24

本文中、\*の表示のある用語等については、P 1 6 から P 2 3 の用語解説をご参照ください。

# 1 策定にあたって

- 昨年ローリング\*した財政計画は、国の政権交代に子ども手当をはじめとした大幅な政策見直しの詳細が明らかでない段階での策定であり、見直し前の地方財政計画等に基づいて、数値等の見積りを行っておりました。また、平成20年度決算の実質公債費比率\*が22.9%と、地方公共団体の財政の健全化に関する法律\*（以下、「財政健全化法」という。）の早期健全化基準は下回ったものの、高い状況であったため、引き続き、早期是正に向けた取り組みを盛り込んでおりました。
- 本年度に入っても、長引く景気低迷に加え、百年に一度と言われる経済危機に端を発した税収の落ち込みやさらなる国の政策見直しが見込まれるなど、先行きが不透明であります。
- こうした状況を踏まえ、今回の財政計画では、引き続き「浜田市行財政改革実施計画」、「浜田市総合振興計画」及び「物件費等55億円財源計画」との整合性を図るとともに、各種財政指標が計画より前倒しで改善していることから、投資的経費\*（自治区枠）を新市建設計画\*の85%まで復元（市費で約46億円）することとし、それが収支及び財政指標に影響を及ぼさないよう繰上償還\*（市費で約17億円）を実施し、持続可能な財政体質の確立と必要な社会基盤整備の両立を目指したものとなっております。
- なお、計画期間については、合併時の建設計画及び現在策定の公債費負担適正化計画\*が平成27年度までとなっていることから、平成22年度を基準に計画期間を平成27年度までの6年間としております。



## 2 計画の基本的事項

### (1) 計画期間

平成22年度から平成27年度までの6年間とする。

### (2) 対象会計区分

普通会計\*

- |                                             |
|---------------------------------------------|
| ●一般会計<br>+<br>●住宅新築資金等貸付事業特別会計（繰入金及び繰出金*調整） |
|---------------------------------------------|

### (3) 歳入推計

- ・地方税
- ・地方交付税\*
- ・国県支出金
- ・地方債等



現行の税制及び地方財政対策諸制度に基づき推計する。

### (4) 歳出推計

性質別経費ごとに個別に推計する。

### (5) 行財政改革

削減影響額については、浜田市行財政改革実施計画との整合性を図る。

物件費\*、補助費\*等を平成27年度までに類似団体\*並とするための具体的方策を決定した物件費等55億円財源計画の具体的項目の削減額を反映させた。

### (6) 公債費負担適正化計画

公債費負担の平準化及び起債制限比率\*等の改善を図るために平成18年度に策定した。

実質公債費比率の逡減を図るため、地方債の一部について繰上償還を実施する（健全化法への対応：平成19年度～平成21年度、投資枠復元への対応：平成22年度～平成24年度）。

### (7) 地域振興基金\*による繰替運用\*等

財政健全化法の施行を受け、実質公債費比率の逡減を図るため、平成18年度、平成19年度にそれぞれ15億円の繰替運用を実施した（総額30億円）。

### (8) その他

基準となる平成22年度については、今後の補正要因を加えた決算見込額を計上する。

### 3 推計の前提条件

#### 歳入

#### (1) 地方税

##### 《個人市民税所得割》

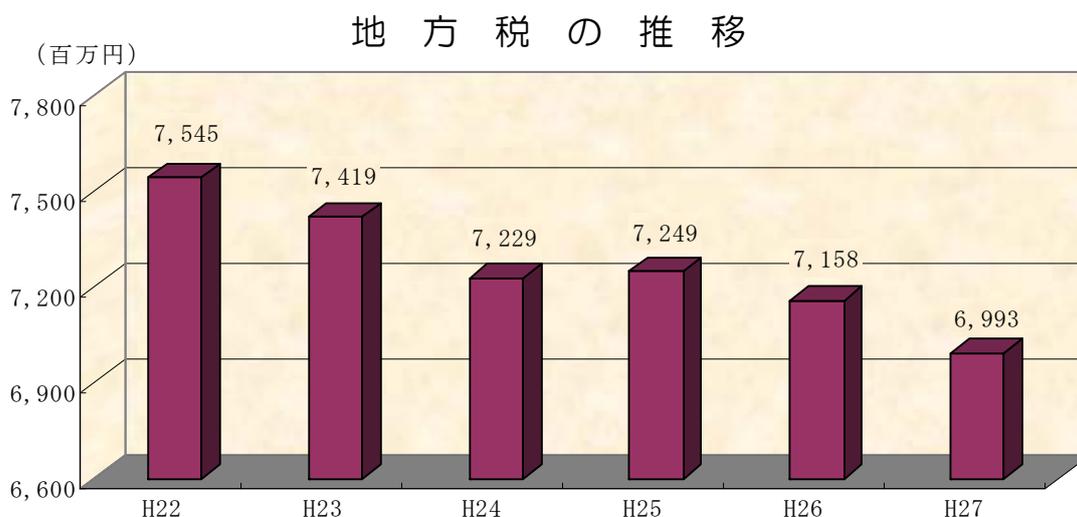
景気の状態・人口減を考慮し、平成23年度以降毎年1%の減とする。

##### 《固定資産税\*》

- ① 家屋の評価替に伴う減収を3年毎に5%減と見込む（平成24年度～）。
- ② 償却資産\*は三隅火力発電所の影響額を反映する。
- ③ 風力発電設備に伴う償却資産の増収分（平成25年度～）を見込む。

##### 《法人市民税法人税割》

景気の状態を考慮し、平成23年度を15%減とし、以降も同水準と推計。



#### (2) 地方交付税

##### 《普通交付税\*》

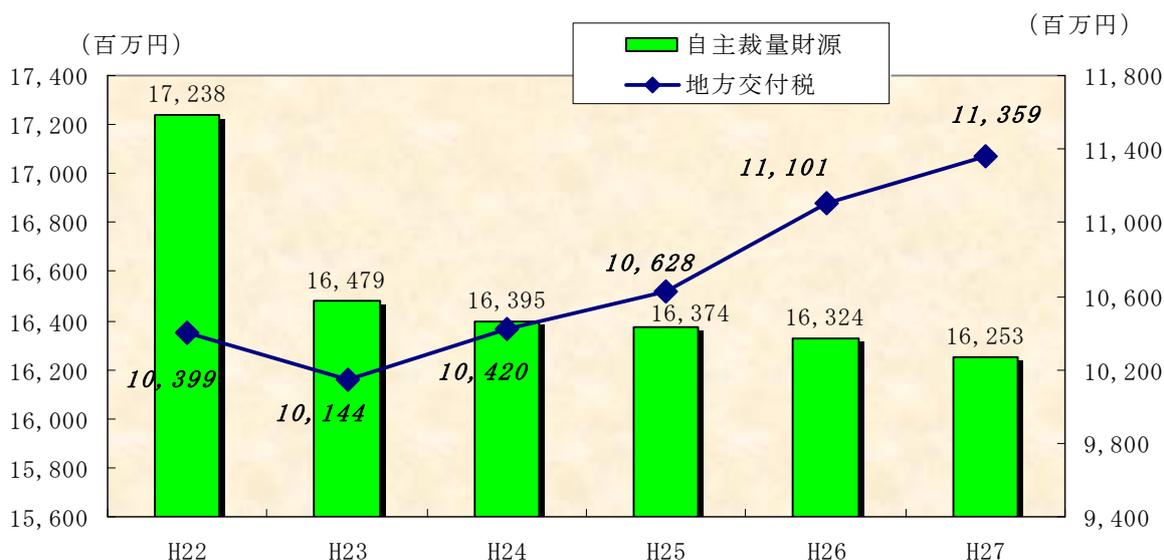
- ① 人口減による影響額を減じる。浜田市総合振興計画後期計画の人口推計を反映させる。
- ② 基準財政需要額\*の個別算定経費\*（公債費算入分及び事業費補正\*を除く）は、平成23年度を1%減（1億2千万円程度）とする。包括算定経費\*は、平成23年度を3%減（8千万円程度）とし、以降同水準と推計。
- ③ 公債費算入分及び事業費補正は個別に推計する。

- ④ 平成20年度に創設された地方再生対策費\*（3億4千万円程度）は、継続されることを前提に推計する。
- ⑤ 平成22年度に創設された雇用対策・地域資源活用臨時特例費\*（2億6千万円程度）は、平成22年度限りとする。
- ⑥ 合併補正（1億5千万円程度）は、最終年度の平成22年度で終了とする。

### 《特別交付税》

通常ベースを14億円とする。

### 普通交付税と自主裁量財源\*の推移



### (3) 国県支出金

子ども手当に係る国庫負担金の影響等、国の動向が不透明なため、現行制度が継続するものとして推計する。

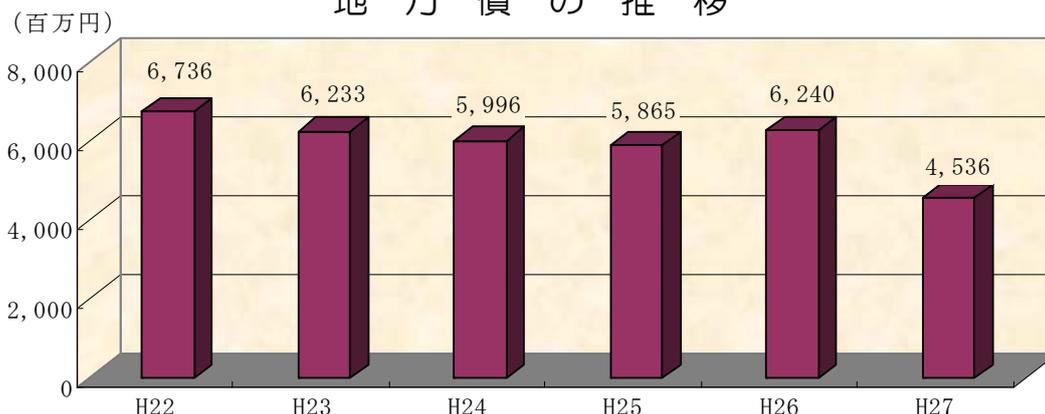
### (4) 使用料及び手数料

平成23年度から不燃ごみ投入手数料等その他の手数料で2千2百万円程度の増収とする。(55億円財源計画)

### (5) 地方債

- ① 現行の地方債制度により推計する。  
合併特例債\*等の交付税措置の大きい地方債を可能な限り活用することとし、過疎対策事業債\*の発行については、平成22年度に創設された過疎地域自立促進事業（ソフト分）についても活用することとしている。
- ② 財政健全化法の施行を受け、実質公債費比率の逡減を図るため、発行総額を適切に管理する。

## 地方債の推移

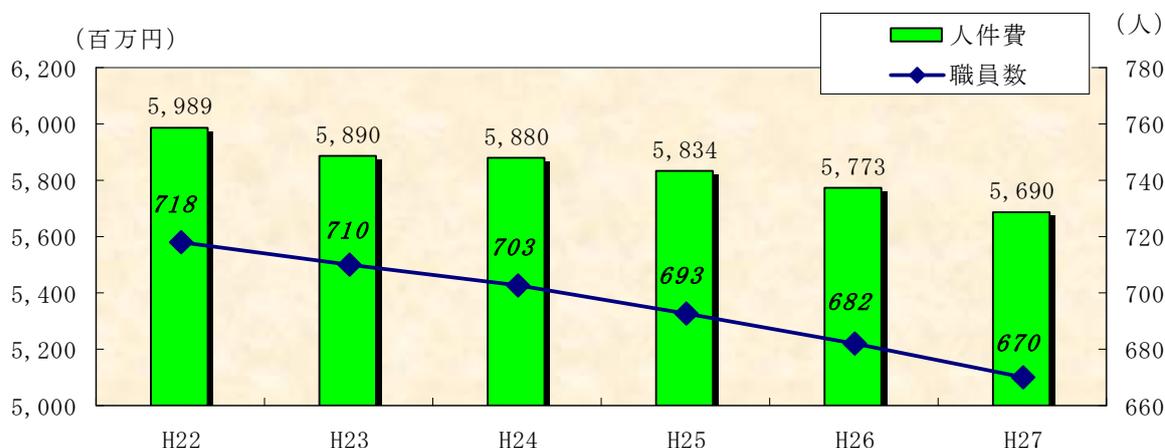


## 歳出

### (1) 人件費\*

- ① 議員報酬 平成21年10月以降 条例定数28人
- ② 特別職報酬 市長、副市長、教育長、自治区長4人
- ③ 職員給与費 消防職を除く職員について、退職者数の3分の1採用  
平成22年4月1日 = 718人(企業職除く)  
平成27年4月1日 = 670人( // )
- ④ 職員人件費の適正化  
財政状況による職員人件費の削減及び合併により生じた職員間の不均衡の是正のため、平成19年1月より現給保障\*の原則廃止、在職者調整\*及び平成19年1月昇給期における昇給幅の1号給抑制等を実施した。  
(総額として3%カットに相当)  
時間外勤務手当は、平成19年度比25%カットを目標に削減を図る。
- ⑤ 55億円財源計画  
具体的な項目の積み上げとして毎年度縮減を行う。  
(平成20年度から平成27年度までの総額：6億9千万円程度)

### 人件費及び職員数の推移



## (2) 物件費

5.5億円財源計画に従い、具体的項目の積み上げとして毎年度縮減を行う。  
(平成20年度から平成27年度までの総額：17億8千万円程度)

## (3) 扶助費\*

毎年度、一般財源\*ベースで1%増と想定する。

## (4) 補助費等

5.5億円財源計画に従い、具体的項目の積み上げとして毎年度縮減を行う。  
また、各種補助金・交付金については、平成19年度から実施している外部委員による行政評価を行い、具体的な見直しを図った。  
(平成20年度から平成27年度までの総額：12億7千万円程度)

## (5) 普通建設事業費\*

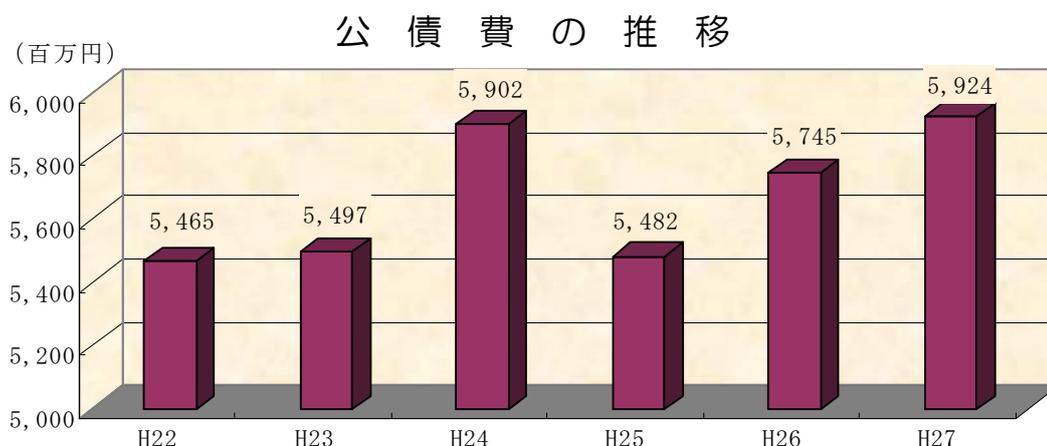
- ① 合併協議により、主要5事業、政策調整枠、自治区事業に分類し、各年度に実施事業の具体化を行う。
- ② 今回、財政計画をローリングする中での最大の特徴は、**浜田地区東部の統合小学校（平成24年度～平成26年度：20億円程度）**の建設を盛り込んだことである。
- ③ 平成22年度以降の「自治区枠」については、15%還元させ、平成18年度時点の中期財政計画の規模とし、合併前の概ね7割程度の事業規模としている。



## (6) 公債費\*

利率については平成22年度以降2.9%とし、財政健全化法の施行を受け、実質公債費比率の逡減を図るために、平成18年度以降、地方債等の繰上償還を行う。

平成21年度まで	41億8,979万円
平成22年度	12億1,682万円
平成23年度	1億2,220万円
平成24年度	3億6,555万円
	合計58億9,436万円



## (7) 積立金\*

- ① 合併特例債を活用したまちづくり振興基金\*積立金を以下のとおりとする。
- 平成18年度～平成20年度 毎年1億円の積立
  - 平成21年度～平成24年度 毎年3億円の積立
  - 平成25年度～平成26年度 毎年5億円の積立
  - 平成27年度 5億1千5百万円の積立

合計 30億1,500万円

- ② 地域振興基金の繰替運用戻しに係る積立を行う。
- 繰替運用額 (平成18年度：15億円、平成19年度：15億円)
  - 積立額 (基金への返済額)
  - 平成20年度～平成24年度：元金15億円 利子450万円  
(毎年度：3億円)
  - 平成21年度～平成25年度：元金15億円 利子3,400万円  
(平成21年度：2億円、平成22年度：1億円  
(平成23年度～平成24年度：3億円、平成25年度：6億円)

※平成21年度、平成22年度に返済計画を前倒しで実施。今後も可能な範囲において、早期返済に努める。

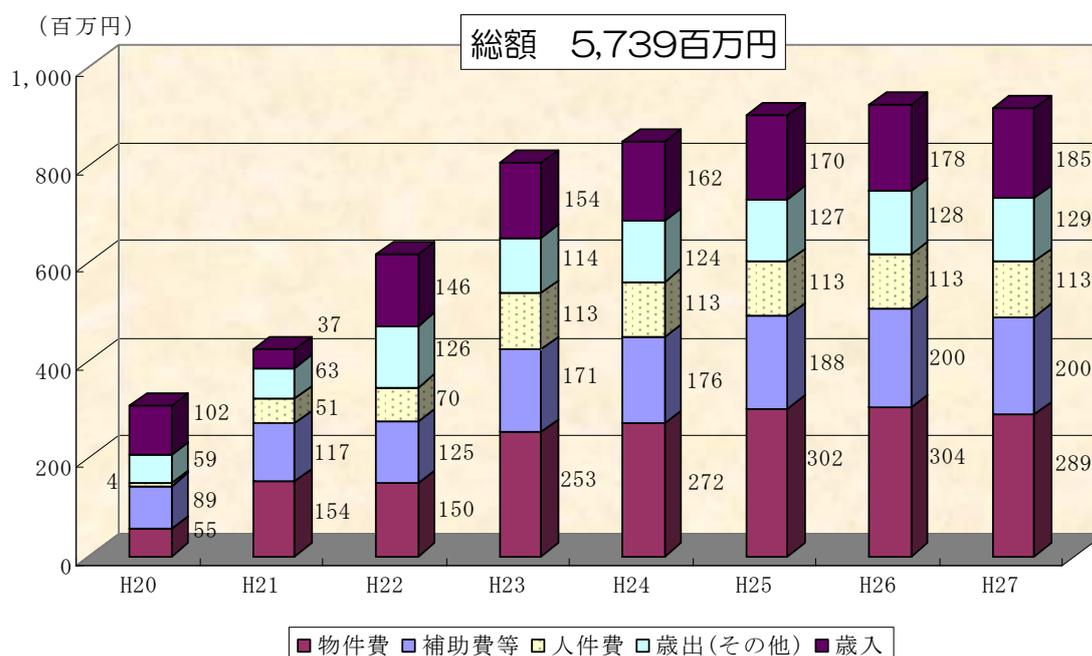
## (8) 繰出金

- ① 下水道事業\*、簡易水道事業\*に係る繰出金は積上げ方式により推計する。
- ② 介護保険\*は受給者の伸び等による影響額を具体的に見込むとともに、国民健康保険\*、後期高齢者医療\*に係る繰出金は2%程度の増と見込む。
- ③ 特定環境保全公共下水道事業（国府処理区2期工事）の着工見直しに伴う影響額を反映する。
- ④ 農業集落排水事業\*（今福処理区、木田処理区）の事業着手の先送りに伴う影響額を反映する。
- ⑤ 上水道事業と簡易水道事業との統合に係る事業（平成22年度～平成28年度：総事業費26億円）実施に伴う影響額を反映する。
- ⑥ 55億円財源計画を反映させる。  
（平成20年度から平成27年度までの総額：4億5千万円程度）

### 55億円財源計画の概要

（単位：百万円）

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	計
物件費	55	154	150	253	272	302	304	289	1,779
補助費等	89	117	125	171	176	188	200	200	1,266
人件費	4	51	70	113	113	113	113	113	690
歳出(その他)	59	63	126	114	124	127	128	129	870
歳入	102	37	146	154	162	170	178	185	1,134
計	309	422	617	805	847	900	923	916	5,739



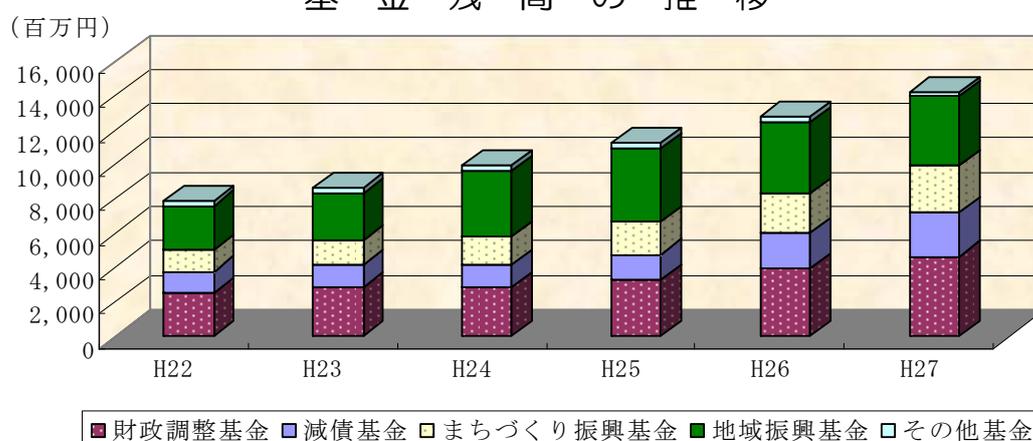
## 4 財政計画

【第1表 収支・基金内訳】

(単位:百万円)

項目	H22	H23	H24	H25	H26	H27
歳入総額	38,555	36,491	36,387	35,531	36,698	34,023
歳出総額	38,555	36,491	36,387	35,531	36,698	34,023
基金年度末現在高(普通会計)	7,908	8,616	9,932	11,242	12,759	14,258
財政調整基金*	2,565	2,865	2,906	3,347	3,996	4,668
減債基金*	1,240	1,354	1,305	1,429	2,053	2,578
まちづくり振興基金	1,266	1,338	1,591	1,894	2,298	2,717
地域振興基金	2,555	2,776	3,847	4,288	4,127	4,010
その他基金	282	283	283	284	285	285

### 基金残高の推移

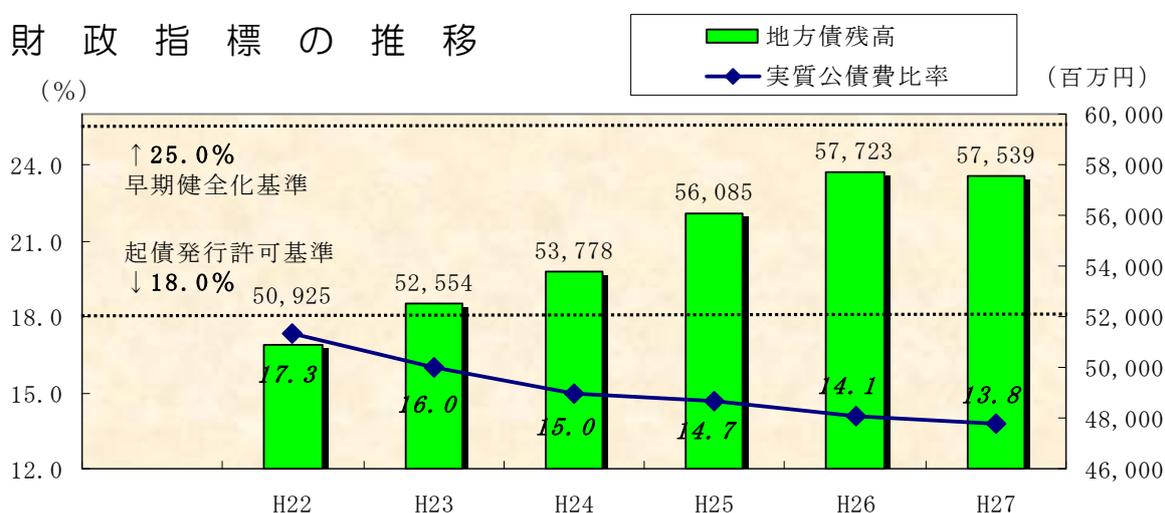


【第2表 財政指標】

(単位:百万円・%)

区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27
標準財政規模*	20,309	20,078	20,151	20,382	20,767	20,867
財政力指数*	0.446	0.436	0.426	0.422	0.411	0.400
経常収支比率*	85.9	89.4	89.6	90.1	89.3	89.8
起債制限比率	13.6	12.3	11.2	10.8	10.1	9.5
実質公債費比率	17.3	16.0	15.0	14.7	14.1	13.8
地方債残高	50,925	52,554	53,778	56,085	57,723	57,539

### 財政指標の推移



【第3表 歳入内訳】

(単位:百万円)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
<b>地方税</b>	<b>7,545</b>	<b>7,419</b>	<b>7,229</b>	<b>7,249</b>	<b>7,158</b>	<b>6,993</b>
うち 市民税	2,769	2,694	2,673	2,652	2,631	2,611
固定資産税	4,251	4,192	4,025	4,068	3,999	3,857
<b>地方譲与税、各種交付金</b>	<b>1,234</b>	<b>1,249</b>	<b>1,227</b>	<b>1,227</b>	<b>1,227</b>	<b>1,227</b>
<b>普通交付税</b>	<b>10,399</b>	<b>10,144</b>	<b>10,420</b>	<b>10,628</b>	<b>11,101</b>	<b>11,359</b>
うち 基準財政収入額	6,339	6,358	6,206	6,223	6,157	6,039
基準財政需要額	16,752	16,502	16,626	16,851	17,258	17,398
<b>特別交付税</b>	<b>1,400</b>	<b>1,400</b>	<b>1,400</b>	<b>1,400</b>	<b>1,400</b>	<b>1,400</b>
<b>使用料、手数料</b>	<b>564</b>	<b>588</b>	<b>587</b>	<b>587</b>	<b>587</b>	<b>587</b>
<b>国、県支出金</b>	<b>7,517</b>	<b>6,554</b>	<b>5,870</b>	<b>6,064</b>	<b>6,569</b>	<b>5,564</b>
<b>繰入金</b>	<b>958</b>	<b>927</b>	<b>804</b>	<b>474</b>	<b>374</b>	<b>330</b>
<b>地方債</b>	<b>6,736</b>	<b>6,233</b>	<b>5,996</b>	<b>5,865</b>	<b>6,240</b>	<b>4,536</b>
うち 合併特例債(建設事業分)	1,983	1,666	1,306	1,614	2,391	1,504
合併特例債(基金造成分)	285	285	285	475	475	489
過疎・辺地対策事業債*	2,179	2,408	2,505	1,724	947	676
臨時財政対策債(可能額)*	1,803	1,803	1,803	1,803	1,803	1,803
<b>その他の収入</b>	<b>2,202</b>	<b>1,977</b>	<b>2,854</b>	<b>2,037</b>	<b>2,042</b>	<b>2,027</b>
<b>歳入合計</b>	<b>38,555</b>	<b>36,491</b>	<b>36,387</b>	<b>35,531</b>	<b>36,698</b>	<b>34,023</b>

【第4表 歳出内訳】

(単位:百万円)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
<b>人件費</b>	<b>5,989</b>	<b>5,890</b>	<b>5,880</b>	<b>5,834</b>	<b>5,773</b>	<b>5,690</b>
うち 議員報酬手当	144	144	144	144	144	144
特別職給与	66	66	66	66	66	66
職員給(退職者の1/3採用)	3,758	3,691	3,683	3,648	3,600	3,534
職員数(企業職除く)	718	710	703	693	682	670
<b>物件費</b>	<b>3,944</b>	<b>3,899</b>	<b>3,872</b>	<b>4,040</b>	<b>3,937</b>	<b>3,955</b>
55億円財源計画効果	150	253	272	302	304	289
<b>扶助費</b>	<b>5,318</b>	<b>5,560</b>	<b>5,616</b>	<b>5,672</b>	<b>5,729</b>	<b>5,786</b>
<b>補助費</b>	<b>3,699</b>	<b>2,879</b>	<b>2,750</b>	<b>2,714</b>	<b>2,703</b>	<b>2,703</b>
55億円財源計画効果	125	171	176	188	200	200
<b>普通建設事業費</b>	<b>8,358</b>	<b>6,370</b>	<b>5,380</b>	<b>5,037</b>	<b>5,962</b>	<b>3,112</b>
主要5事業	1,614	909	1,298	1,109	264	267
政策調整枠等	1,212	1,341	1,004	1,354	2,729	253
自治区事業	3,862	4,119	3,078	2,574	2,969	2,592
<b>公債費</b>	<b>5,465</b>	<b>5,497</b>	<b>5,902</b>	<b>5,482</b>	<b>5,745</b>	<b>5,924</b>
繰上償還額(含特別会計等)	278	122	366			
繰上償還影響額		△ 45	△ 67	△ 127	△ 96	△ 95
<b>積立金</b>	<b>1,301</b>	<b>1,613</b>	<b>2,098</b>	<b>1,761</b>	<b>1,869</b>	<b>1,809</b>
<b>繰出金</b>	<b>3,333</b>	<b>3,755</b>	<b>3,912</b>	<b>4,014</b>	<b>4,005</b>	<b>4,069</b>
<b>その他</b>	<b>1,148</b>	<b>1,028</b>	<b>977</b>	<b>977</b>	<b>975</b>	<b>975</b>
<b>歳出合計</b>	<b>38,555</b>	<b>36,491</b>	<b>36,387</b>	<b>35,531</b>	<b>36,698</b>	<b>34,023</b>

## 5 財政計画の分析（総括）

- 当市の財政運営の最重要課題は、合併効果や行財政改革効果を最大限に活用して持続可能な財政体質を確立することにあります。

具体例として

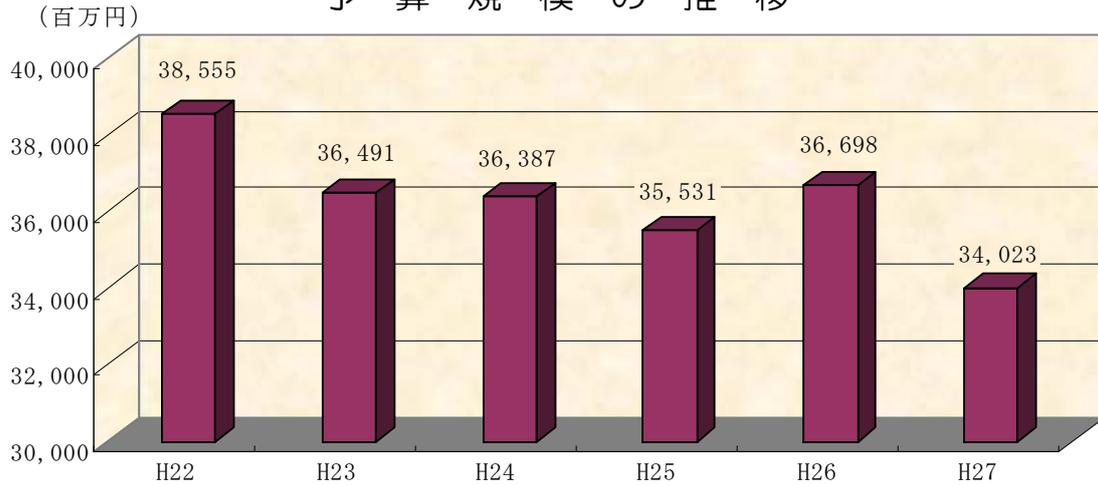
∴合併特例債の有効活用

∴組織のスリム化等による人件費・物件費等経常経費\*の削減

- 加えて、財政健全化法の施行に伴う財政対策が必要となりました。この健全化判断比率\*の一つである実質公債費比率については、平成19年度決算で25.1%という非常に厳しい数値となりましたが、危機意識を持って、繰上償還や投資的経費の縮減等の改善に向けた取り組みを早期に実施したことにより、平成21年度決算においては、20.1%と早期健全化基準を下回る状況となりました。
- 一方、合併以後二度にわたる投資的経費の縮減や平成27年度の合併特例債の期限切れ等を踏まえ、必要な社会基盤整備は平成27年度までに実施するしかないとの考えのもと、財政指標に影響が及ばない範囲内で投資的経費（自治区枠）の復元を図り、約17億円の繰上償還と併せて計画に盛り込んでおります。
- これにより、前年度までに計画されている主要な事業に加え、新たに浜田東部統合小学校の建設、懸案でありました平成28年度に予定している上水道事業と簡易水道事業の統合に係る経費を計画に加えております。
- その結果、財政計画における収支は、平成22年度からは黒字に転じ、最終平成27年度には、単年度で約12億円程度の黒字を見込むこととなりました。また、平成21年度決算において20.1%の実質公債費比率も、平成22年度に目標であります18.0%を下回る17.3%となり、前回の財政計画より1年前倒しで改善が見込める状況であります。
- しかしながら、平成28年度以降は、普通交付税の合併算定替\*による効果が縮減され、普通交付税が通減（最終的には△23億円程度）することになります。これは平成27年度の自主裁量財源の14.2%にも達する大変大きな金額であります。一方、平成27年度の単年度では12億円程度の黒字しかありませんので、そのギャップは11億円もあるという状況であります。したがって、この大きなギャップを埋めるために、更なる行財政改革が必要であります。現段階では、この差を埋める具体的方策が見出されておられません。今後は、この解決のための具体策等を出来る限り早く決定することが、将来世代へ多大な負担を強くないために重要と考えております。

以上のように、財政収支等は徐々に好転する見通しとなっておりますが、あくまでも、市町村合併による財政支援が受けられる期間までに過ぎません。つまりは、平成28年度以降の普通交付税の通減に対応するために、持続可能な財政体質への転換が求められています。このためには、来年度以降、更なる行財政改革を含め、早期に平成28年度以降の財政見通しを示す必要があります。今後もあらゆる角度から聖域なき見直しを継続し、将来世代へより良い浜田市を引き継がねばなりません。

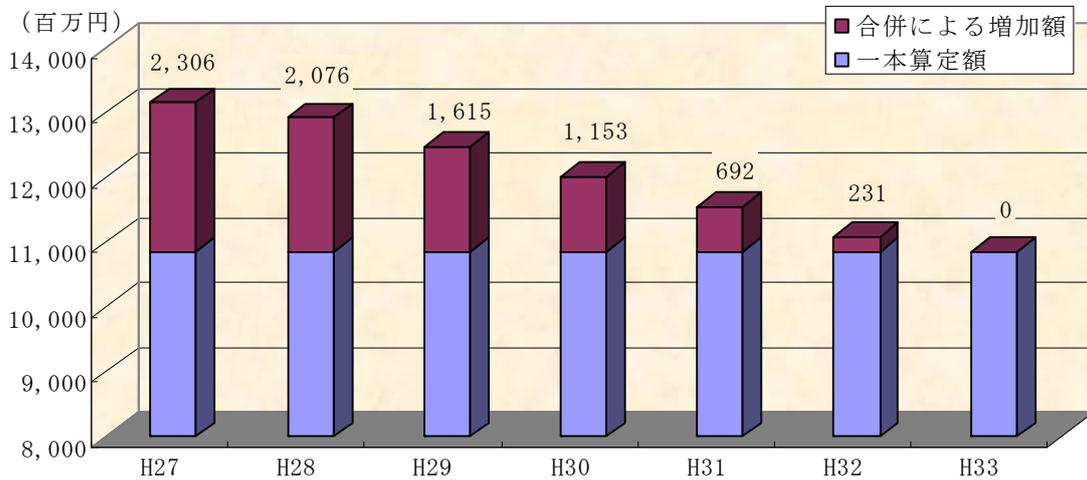
## 予算規模の推移



## 実質単年度収支\*の推移



## 普通交付税（臨時財政対策債含む）の合併算定替による効果縮減額



# 6 主要事業

## ○主要5事業

(単位:百万円)

事業年度						
区分	平成22年度以前	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
継続	208	41	15	41	12	41
	消防防災設備整備事業 358					
継続	97		32		32	
	救急自動車更新事業 161					
継続	15	343	873	582		
	中央図書館整備事業 1,813					
継続	3	9	305	305		
	消防救急無線設備整備事業 622					
継続	2,135	16				
	埋立処分地施設建設事業 2,151					

## ○政策調整枠

(単位:百万円)

事業年度						
区分	平成22年度以前	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
継続	255	39	39	39	39	39
	合併浄化槽設置助成事業 450					
継続	194	20	26	26	38	30
	公有林整備事業 334					
継続	251	745	640	20		
	学校耐震化事業 1,656					
新規			50	610	1,365	
	統合小学校改築事業 2,025					

○自治区枠(浜田)

(単位:百万円)

事業年度						
区分	平成22年度以前	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
継続	65	76	53	32	53	
	あんしん歩行エリア道路整備事業 279					
継続	1,123	825				
	長浜小学校改築事業 1,948					
新規		22	28	80	80	80
	市道西浜田140号線道路改良事業 290					

○自治区枠(金城)

(単位:百万円)

事業年度						
区分	平成22年度以前	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
継続	114	24	22	13		
	中山間地域総合整備事業 173					
継続	1,946	150	182	340	390	305
	市道改良事業 3,313					
継続	6		6	17	6	
	スクールバス更新事業 35					

○自治区枠(旭)

(単位:百万円)

事業年度						
区分	平成22年度以前	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
継続	696	100	100	100		
	市道柏尾谷線改良事業 996					
継続	10	150	33	24	83	
	旭温泉再整備事業 300					
継続	49	27	27	27	27	27
	柵田等農地保全事業 184					

○自治区枠(弥栄)

(単位:百万円)

事業年度						
区分	平成22年度以前	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
新規		38	36	18	15	16
		交通安全施設整備事業 123				
継続	160	40	30	30	30	30
		集落かいてき道整備事業 320				
継続	99	16	15	51	21	21
		ふるさと体験村整備事業 223				

○自治区枠(三隅)

(単位:百万円)

事業年度						
区分	平成22年度以前	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
継続			19	19		
		生活路線バス車両整備事業 38				
継続	52	60	50	50	58	
		市道白砂今浦線道路新設事業 270				
新規		10	20	50	50	50
		市道古湊松原道路新設事業 180				

※ 事業費ベースで記載しています。

※ "区分"については、今年度の計画策定において新たに追加した事業を"新規"、前年度策定の計画に予定されていたものは"継続"としています。

## 7 用語解説

用 語	説 明
<b>あ行</b>	
い 一般財源	財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源のことです。 地方税、地方譲与税、地方交付税等があります。
<b>か行</b>	
か 介護保険	保険に入っている人が保険料を出し合い、介護が必要なときに認定を受け、サービスを利用するしくみになっています。 40歳以上の方は、原則として介護保険の被保険者となり、認定を受けた被保険者はサービス費用の1割を負担することでサービスを利用することができます。
過疎対策事業債	過疎地域自立促進特別措置法（過疎法）第2条の規定により公示された市町村が、同法第6条の規定により策定する過疎地域自立促進市町村計画に基づき実施する事業に対して発行できる特例債です。事業費の原則100%充当であり、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。 （平成22年に改正され、平成27年度までの時限立法）
合併特例債	合併市町村が、まちづくり推進のため、市町村計画に基づいて行う事業や基金の積立に要する経費について、合併年度及びこれに続く10ヶ年度に限り、その財源として借り入れることができる地方債のことです。事業費の95%が充当され、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。
合併算定替	合併年度を含む10ヶ年度は、合併しなかった場合の普通交付税額を理論上保障するものです。さらにその後5ヶ年度は、この増加額を段階的に縮減します。
簡易水道事業	給水人口が5千人以下である水道により、水を供給する水道事業のことです。
き 起債制限比率	地方公共団体の公債費による財政負担の度合いを判断する指標で、次の算式による比率の過去3ヶ年度の平均のことです。 $\text{式} = \frac{A - (B + C)}{D - C}$ A：普通会計に係る元利償還金（繰上償還分を除く） B：元利償還金に充てられた特定財源 C：普通交付税の基準財政需要額に算入された公債費の総額 D：標準的な規模の収入の額（「標準財政規模」）
基準財政収入額	普通交付税の算定に用いる数値で、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するため、標準的な状態において、徴収が見込まれる税収入、各譲与税等を一定の方法により算定したものです。
基準財政需要額	普通交付税の算定に用いる数値で、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、または施設を維持するための財政的な必要額を算定したものです。

用語		説明																							
く	繰上償還	地方債において、償還の期限が到来する前に未償還額の全額または一部を繰り上げて償還することです。																							
	繰替運用	一般的に歳計現金がマイナス（支払超過）等の場合に、基金を歳計現金に繰り替えて使用（運用）することです。本計画における繰替運用とは、地域振興基金の一般会計への一会計年度を越える資金の運用のことを指します。																							
	繰出金	一般会計と特別会計または特別会計相互間において支出される経費のことです。																							
け	経常経費	毎年度持続して経常的に支出される経費で、地方公共団体が行政活動を行うために必要な一種の固定的経費のことです。																							
	経常収支比率	経常的に発生する経費に充当した一般財源の経常一般財源に対する割合で、財政構造の弾力性を判断するための指標です。																							
	下水道事業	主に雨水（うすい）および汚水（おすい）を、地下水路などで集めたのち公共用水域へ排出するための施設・設備の集合体であり、浄化などの水処理を行います。																							
	現給保障	給与制度改革などにより給料が下がる場合の調整措置で、改正後の給料が現在の給料を超えるまでの間、現在給料額を保障するものです。																							
	減債基金	地方債の償還およびその信用維持のため、地方自治法第241条の規定により設けられる基金のひとつです。 <参照> (基金) 第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。																							
	健全化判断比率	「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により導入されたもので、早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準があります。早期健全化基準、財政再生基準は、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」（早期健全化基準のみ）により判断され、経営健全化基準は、公営企業の経営状況の深刻度を示す「資金不足比率」により判断されます。早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準をそれぞれ上回った場合は、早期健全化計画、財政再生計画、経営健全化計画の策定が必要となります。  市町村の基準 <table border="1" data-bbox="539 1742 1385 1892"> <thead> <tr> <th></th> <th>早期健全化基準</th> <th>財政再生基準</th> <th>経営健全化基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実質赤字比率</td> <td>11.25%～15.00%<sup>(注1)</sup></td> <td>20.00%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>連結実質赤字比率</td> <td>16.25%～20.00%<sup>(注2)</sup></td> <td>30.00%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>実質公債費比率</td> <td>25.00%</td> <td>35.00%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>将来負担比率</td> <td>350.00%<sup>(注3)</sup></td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>資金不足比率</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>20.00%</td> </tr> </tbody> </table> <small>(注1) 財政規模により異なり、浜田市の場合は12.51%          (注2) 財政規模により異なり、浜田市の場合は17.51%          (注3) 政令市は400.00%</small>		早期健全化基準	財政再生基準	経営健全化基準	実質赤字比率	11.25%～15.00% <sup>(注1)</sup>	20.00%	—	連結実質赤字比率	16.25%～20.00% <sup>(注2)</sup>	30.00%	—	実質公債費比率	25.00%	35.00%	—	将来負担比率	350.00% <sup>(注3)</sup>	—	—	資金不足比率	—	—
	早期健全化基準	財政再生基準	経営健全化基準																						
実質赤字比率	11.25%～15.00% <sup>(注1)</sup>	20.00%	—																						
連結実質赤字比率	16.25%～20.00% <sup>(注2)</sup>	30.00%	—																						
実質公債費比率	25.00%	35.00%	—																						
将来負担比率	350.00% <sup>(注3)</sup>	—	—																						
資金不足比率	—	—	20.00%																						

用語	説明
こ 後期高齢者医療	75歳以上の高齢者等を対象とする、他の健康保険とは独立した医療保険制度のことです。従前の「老人保健法」による老人医療制度では、他の健康保険等の被保険者資格を有したまま老人医療を適用していたのに対し、後期高齢者医療制度では適用年齢（75歳以上）になると、加入していた国保や健保を脱退し、後期高齢者だけの独立した保険に入るといった点が異なります。
公債費	地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金および一時借入金利息の支払いに要する経費のことです。
公債費負担適正化計画	実質公債費比率による市債発行許可団体等が、公債費負担の適正な管理を計画的に行うために策定するものです。この計画には今後の市債発行等に係る方針、適正管理のための方策、今後の実質公債費比率の見通しについて盛り込むこととされています。
国民健康保険	国民健康保険法に基づき、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的し、被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に関して必要な保険給付を行う社会保険のことです。
固定資産税	毎年1月1日（賦課期日）現在、市内に土地・家屋・償却資産を所有している方に課する税金のことです。
個別算定経費	普通交付税の基準財政需要額で算定する経費のうち、従来型の個別の項目による算定を行う経費のことです。
雇用対策・地域資源活用臨時特例費	雇用対策や地域資源を活用し、持続的な地域経営を目指す取組みなどの施策を地域の実情に応じて実施できるよう、平成22年度に創設された普通交付税の基準財政需要額の算定項目です。
さ行	
さ 在職者調整	給与制度などの改正があった場合、新たな制度に移行するまでの調整措置で、給料の逆転防止等（昇給号給数の加算減算）の措置を行います。
財政調整基金	年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うため、財源に余裕のある年度に積み立て、財源不足が生じる年度に取り崩しを行います。
財政力指数	普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の過去3ヶ年度の平均で、各地方公共団体の財政力を示す指数です。この指数が1に近く、あるいは1を超えるほど財政的に余裕がある団体といわれています。
し 事業費補正	普通交付税の基準財政需要額の算定に用いる測定単位の数値補正の一種で、各地方公共団体ごとの公共事業費の地方負担額及びその財源に充てられた地方債の元利償還金を指標として、それらの一定割合の額を基準財政需要額に割増算入するためのものです。
資金不足比率	<p>公営企業の資金不足を、公営企業の料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示す比率です。財政健全化法の健全化判断比率の一つです。</p> $\text{式} = \frac{A}{B}$

用語	説明
	<p>A：資金の不足額            法適用企業：流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源のために起こした地方債の現在高－流動資産－解消可能資金不足額            法非適企業：繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源のために起こした地方債の現在高－解消可能資金不足額            解消可能資金不足額            事業の性質上、特別の事情により資金の不足額から控除する一定の額</p> <p>B：事業の規模            法適用企業：営業収益の額－受託工事収益の額            法非適企業：営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額</p>
自主裁量財源	<p>浜田市の造語で、基準財政需要額から事業費補正、公債費算入分、水道関係密度補正を除き、基準財政収入額を差し引いた、いわゆる普通交付税の真水部分に、地方税、地方譲与税、各種交付金を加えたものです。</p>
実質赤字比率	<p>形式的には黒字であっても、翌年度の収入をその年度に繰り上げていたり、その年度に支払うべきものを翌年度に繰り延べているなどして、実質的には赤字の状態を実質赤字といいます。一般会計等（普通会計）におけるこの実質赤字が、標準財政規模に対してどれくらいの割合になっているかを示す比率です。財政健全化法の健全化判断比率の一つです。</p> $\text{式} = \frac{A}{B}$ <p>A：一般会計等の実質赤字額（繰上重要額＋支払繰延額＋事業繰越額）            B：標準的な規模の収入の額（「標準財政規模」）</p>
実質公債費比率	<p>地方債協議制度（平成18年度移行）において、地方債信用維持の観点から、財政状況の悪化している地方公共団体に対して、早期是正のための措置を講ずる必要があるため設けられた指標で、18%以上となる地方公共団体は、地方債の借り入れに引き続き許可を要することとされています。財政健全化法の健全化判断比率の一つです。</p> $\text{式} = \frac{(A+B) - (C+D)}{E - D}$ <p>A：地方債の元利償還金（繰上償還等を除く）            B：地方債の元利償還金に準ずるもの            C：元利償還金、準元利償還金に充てられる特定財源            D：地方債に係る元利償還および準元利償還金に要する経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入された額            E：標準的な規模の収入の額（「標準財政規模」）</p>
実質単年度収支	<p>今年度と前年度の実質収支の差に実質的な黒字要素（基金の積立、市債の繰上償還）および赤字要素（基金の取崩）を除外した実質的な単年度の収支です。</p>

用語	説明
償却資産	会社や個人で工場や商店などを経営している人が、その事業のために用いることができる土地及び家屋以外の構築物や機械・器具・備品等をいいます。
将来負担比率	<p>地方公共団体の一般会計等（普通会計）の借入金や将来支払う可能性がある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す比率です。（AからHまでの合計額が将来負担額となります。） 財政健全化法の健全化判断比率の一つです。</p> $\text{式} = \frac{(A+B+C+D+E+F+G+H) - (I+J+K)}{L - M}$ <p>A：一般会計等（普通会計）の当該年度の前年度末における地方債残高  B：債務負担行為に基づく支出予定額  C：一般会計等（普通会計）以外の会計の地方債の元金償還に充てるための一般会計等（普通会計）からの繰入見込額  D：一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるための当該団体の負担見込額  E：退職手当支給予定額のうち一般会計等（普通会計）の負担見込額  F：地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等（普通会計）の負担見込額  G：連結実質赤字額  H：一部事務組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等（普通会計）の負担見込額  I：充当可能基金額（AからHまでの償還額等に充てるできる基金）  J：特定財源見込額（特定の歳入見込額）  K：地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額  L：標準的な規模の収入の額（「標準財政規模」）  M：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額</p>
新市建設計画	市町村合併をするにあたり、関係市町村の住民に対して合併後の将来に関するビジョンを示し、これにより市町村合併の是非を判断するための、いわば市町村合併によって新しく誕生する新市のマスタープランの役割を果たすものです。
人件費	職員等に対する勤労の対価や報酬、社会保険料等の経費のことです。
<b>た行</b>	
た	<p>段階補正 普通交付税の基準財政需要額の算定に用いる測定単位の数値の補正の一種で、測定単位の数値の増減に応じて、単位当たり費用が割安または割高となる事情を反映させるためのものです。</p>

用 語		説 明
ち	地域振興基金	合併市町村が、それぞれにおいて取り組んできた個性あるまちづくりを継承し、これを推進することを目的として設置された基金です。
	地方公共団体の財政の健全化に関する法律	自治体の財政破たんを未然に防ぐため、国が財政状況をより詳しく把握し、悪化した団体に対して早期に健全化を促すための法律です。（平成19年6月成立） 平成20年度の決算から特別会計や第3セクターなど、市の財政に影響を及ぼすすべての会計を対象に「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの指標を用いて、健全度を判断することになっています。また、公営企業についても、「資金不足比率」により、経営状況の健全度を判断することになっています。
	地方交付税	国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税、国のたばこ税のそれぞれ一定割合を財源としており、地方公共団体ごとの財源の均衡化を図り、地方財政の計画的な運営を保障するため、国が一定の基準に基づき交付するものです。普通交付税と特別交付税があります。
	地方再生対策費	地方税の偏在是正による財源を活用し、都市と地方の「共生」の考え方の下、地方が自主的・主体的に行う活性化施策に必要な経費を包括的に算定するため、平成20年度に創設された普通交付税の基準財政需要額の新たな算定項目のことです。市町村、特に財政の厳しい地域に重点配分されます。
	地方譲与税	国税として徴収され、地方公共団体に対して譲与される税のことです。地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税等があります。
	地方特例交付金	地方特例交付金は、地方特例交付金と特別交付金に分けられ、地方特例交付金は、児童手当及び子ども手当特例交付金と減収補てん特例交付金に分けられます。 児童手当特例交付金は、平成18年度、平成19年度の児童手当の制度拡充及び平成22年度の子ども手当の創設に伴う地方負担の増加に対応するものです。減収補てん特例交付金は、個人市県民税における住宅借入金等特別控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補てんするためのもの、平成21年度から平成23年度までの間、自動車取得税の減税に伴う自動車取得税交付金の減収の一部を補てんするためのものです。
つ	積立金	特定の目的のために財産を維持し、または資金を積み立てるために設けられた基金等に積み立てるための経費です。
と	投資的経費	道路、橋梁、公園、学校、公営住宅の建設等、社会資本の形成等に向けられ、その支出の効果がストックとして将来に残るものに支出される経費です。
	特定目的基金	特定の目的のために、財産を維持し、財産を積み立てるために設置された基金のことです。
	特別交付税	地方交付税の一部で、普通交付税算定に用いられる基準財政需要額または基準財政収入額に反映することの出来なかった具体的な事情を考慮して交付されるものです。

用 語		説 明
な行		
の	農業集落排水事業	農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持と農村の生活環境の改善を図り、農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水、汚泥を処理する施設を整備する事業です。
は行		
ひ	標準財政規模	普通交付税算定の仕組みを通じて表されるその地方公共団体の標準的な一般財源の規模のことです。
ひ	扶助費	社会保障制度の一環として、生活困窮者、身体障がい者等に対してその生活を維持するために支出する経費です。
	普通会計	個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲は異なっており、財政比較や統一的な掌握が困難なため、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分のことです。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、一般会計等とも表現されています。当市の場合、一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計が対象となります。
	普通建設事業費	道路、橋梁、学校、庁舎等公共用または公用施設の新増設等の建設事業費に要する投資的経費のことです。
	普通交付税	各地方公共団体ごとの標準的な必要額（基準財政需要額）と標準的な収入（基準財政収入額）を見積もり、財源不足が生じる場合、その不足額を基礎として地方公共団体に交付されるものです。
	物件費	賃金、旅費、消耗品費、備品購入費、委託料等物財調達のための経費です。
へ	辺地対策事業債	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、山間地、離島その他へんびな地域について、辺地所在市町村が辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画のもとに実施する事業に対して認められる特例債です。地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しない経費についても地方債の発行が認められています。事業費の原則100%充当であり、元利償還金の80%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。
ほ	包括算定経費	普通交付税の算定方法を抜本的に簡素化するとともに、交付税の予見可能性を高める観点から、基準財政需要額で算定する経費のうち、従来型の算定を行う「個別算定経費」以外の人口と面積を基本とする簡素な基準により算定する経費のことです。
	補助費等	各種団体に対する補助金、交付金、一部事務組合に対する負担金、報償費、保険料等の経費です。
ま行		
ま	まちづくり振興基金	地域振興及び市民の連帯の強化による一体的なまちづくりの推進に資するため設置した基金のことです。

用 語		説 明
ら行		
り	臨時財政対策債	地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債です。地方公共団体の実際の借入にかかわらず、その元利償還金相当額が後年度基準財政需要額に算入されます。
る	類似団体	決算統計（地方財政状況調査）等の報告に基づいて、総務省が毎年度作成する類似団体別市町村財政指数表にいう類型別の区分のことです。類似団体別市町村財政指数表では、人口と産業構造の2要素の組み合わせにより、市町村を分類しています。同じ類型に属する団体を総称して類似団体と言います。
れ	連結実質赤字比率	一般会計等（普通会計）において、翌年度収入の繰上げをしているなどの実質的な赤字状態が実質赤字であり、さらに、国民健康保険特別会計や下水道事業特別会計など、市の全ての会計を合計した結果、実質赤字が生じている状態が連結実質赤字です。 連結実質赤字の標準財政規模に対する割合を示す比率です。 財政健全化法の健全化判断比率の一つです。  $\text{式} = \frac{A}{B}$ A：連結実質赤字額（全ての会計の実質赤字の合計額） B：標準的な規模の収入の額（「標準財政規模」）
ろ	ローリング	計画期間は同じ年数を保ちながら当該年度をその都度初年度とし、実績と計画との差を評価しつつ計画の見直しを行うことです。

## < 参考 >

### 浜田市行財政改革の取組状況（財政面から、平成18年度以降）

[試算] 主な行財政改革の効果（H18～21の主要な取組みについて財政面から金額換算）

項目	H18	H19	H20	H21	備考
<b>定員管理の適正化</b>					
H18当初(前年比) △27人	60,000	60,000	60,000	60,000	・職員退職に伴う欠員不補充 (一般行政;1/3、現業;不採用) ・勸奨退職の実施
H19当初(前年比) △19人	177,000	177,000	177,000		
H20当初(前年比) △20人		116,000	116,000		
H21当初(前年比) △15人			58,000		
<b>給与制度及び給与水準の見直し(随手当の見直し、時間外勤務抑制含む)</b>					
給与制度改正等による効果	260,000	260,000	260,000	260,000	・地域給導入(平均△4.8) H18.4月
給料表の改定(△0.15%)				2,150	・H21.12月実施分
旅費日当の減額		4,000	4,000	4,000	H19.4月～、日帰300km以上に限定
持ち家に係る住居手当廃止				510	・H21.12月～
勤勉手当支給基礎の見直し					・H22.4月～扶養手当を対象外
4級主任主事役職加算の見直し				2,000	・55億円財源計画(再掲)
特別職の期末加算割合の減額		4,000	4,000	4,000	・改正前40/100⇒改正後15/100
特別職の期末手当支給月数の減額				1,200	・H21.12月、期末手当3.30月→2.95月
期末手当の支給月数の減		32,000	32,000	32,000	・H19(3.0月)⇒H20(2.9月)⇒H21(2.8月) H19改正
			35,000	35,000	
				108,500	
時間外勤務の抑制		31,225	31,225	31,225	・時間外単価@2,500円×抑制時間 ・時間外勤務10%削減計画の策定
			1,495	1,495	
				34,245	
<b>シーリングの実施</b>					
H18年度当初(対前年比) △7%	804,118	804,118	804,118	804,118	・一般経費におけるシーリングの実施 H21年度当初(対前年比) △1% △41,015千円 ⇒(新規経費の財源)
H19年度当初(対前年比) △5%	241,320	241,320	241,320		
H20年度当初(対前年比) △3.1%		134,137	134,137		
H21年度当初(対前年比) △1%			41,015		
<b>55億円財源計画</b>					
物件費等55億円財源計画			192,923	192,923	・計画額(H20年10月策定)
				339,385	
<b>自主財源の確保</b>					
ごみ投入手数料の改定		22,166	22,166	22,166	・H19.4月～ 広域行政組合
ごみ処理手数料(ごみ袋)改定				41,000	・H21.4月～ 55億円財源計画(再掲)
遊休財産の貸付	21,468	20,207	23,947	22,537	・貸付料収入
基金の効率的運用	3,998	2,575	1,136	3,318	
<b>平成18年度効果額 小計</b>	1,149,584	1,124,118	1,124,118	1,124,118	
<b>平成19年度効果額 小計</b>		534,493	511,711	511,711	
<b>平成20年度効果額 小計</b>			504,638	479,555	
<b>平成21年度効果額 小計</b>				610,860	
<b>H18～21累積額</b>	1,149,584	1,658,611	2,140,467	2,726,244	<b>7. 674. 906千円</b>